

川西市上下水道局建設工事監督技術基準（建築工事・設備工事）

（目的）

第1条 川西市上下水道局建設工事監督要綱の規定に基づき、建設工事に係る建築・設備工事における請負契約の適正な履行を確保するため、監督業務に必要な技術基準を定めて、監督業務の合理化と適切な実務を図ることを目的とする。

（適用）

第2条 この基準は、上下水道局が発注する建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の監督業務に適用する。ただし、工事内容等によりこの基準を適用することが不相当と判断される場合は、この限りでない。

（監督の内容及び方法）

第3条 監督の内容及び方法は、契約書、設計図書及び第4条に定める監督技術基準に基づき、次の各事項について審査、立会い、検測、検査等により、確認、承諾及び指示を行うものとする。

- (1) 実施工程表による進捗状況に関する事項
- (2) 施工計画書及び施工図に関する事項
- (3) 安全衛生及び公害対策に関する事項
- (4) 材料の品質、規格、形状寸法、強度、数量、製造業者等に関する事項
- (5) 出来形、品質及び施工状況（一工程の施工）に関する事項並びにこれらの工事写真記録に関する事項
- (6) 指示、承諾、協議及び報告に関する書類並びに工事記録、材料検査に関する事項
- (7) 各種施工管理試験結果に関する事項
- (8) 工事目的物の性能及び機能の確保に関する事項
- (9) 所定の仕上げ、品質、形状寸法及び数量に関する事項
- (10) 所定の固定性、安全性、耐久性、強度並びに保守管理上の問題点の有無に関する事項
- (11) 仮設工事及び工事公害関係の状況に関する事項

(基準図書)

第 4 条 前条による建築工事、電気設備工事及び機械設備工事に必要な監督技術基準は、下記の工事標準仕様書及び工事監理指針によるものとする。

記

(営繕工事部門)

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

- (1) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）及び建築工事監理指針
- (2) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）及び電気設備工事監理指針
- (3) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）及び機械設備工事監理指針
- (4) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）及び建築改修工事監理指針
- (5) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- (6) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- (7) 建築工事標準詳細図
- (8) 公共建築工事工事標準図（電気設備工事編）
- (9) 公共建築工事工事標準図（機械設備工事編）
- (10) 建築工事施工チェックシート
- (11) 電気設備工事施工チェックシート
- (12) 機械設備工事施工チェックシート
- (13) 建築物解体工事共通仕様書・同解説
- (14) 工事写真の撮り方（建築編）及び同（建築設備編）

(公共住宅建設工事部門)

国土交通省住宅局住宅総合整備課監修

- (1) 公共住宅建設工事共通仕様書
- (2) 建築設備耐震設計・施工指針

付 則

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。